

# 身体拘束等適正化のための指針

## 第1条 身体拘束等適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない療育の実施に努めるものとする。

### 参考1 介護保険指定基準に規定する身体拘束禁止の条文

サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

## 第2条 身体拘束等適正化に向けた体制

### (1) 身体拘束等適正化検討委員会の設置および目的

当事業所においては、第1条の基本的な考え方に基づき、身体拘束等廃止および適正化に努めることを目的とし、身体拘束等適正化検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (2) 委員会の開催

委員会の開催は以下のとおりとする。ただし、事業所において虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱うため、虐待防止委員会と一体的な運用とする。

ア 委員会は、虐待防止委員会と同時に開催する。

イ 不適切な身体拘束等が行われたと判断された時は、委員長が委員会を招集し開催する。

ウ 生命の保護等の観点から、緊急に身体拘束等を実施する必要がある場合は、委員会の開催を待たず、担任等から意見を聴取したうえで、管理者が可否を判断し、実施後すみやかに委員会で再検討する。

エ 委員会開催後の検討内容、結果等を全職員へ周知徹底する。

### (3) 委員の構成

委員会は虐待防止委員会と一体的な運用のため、委員については以下のとおりとする。

ア 委員長は、虐待防止対応責任者が兼任する。

イ 委員は、虐待防止委員会の委員が兼任する。

### (4) 委員会の実施

委員会は次の取組みを実施する。

ア 事業所内の身体拘束適正化に向けての現状把握及び改善事項を検討する。ただし、身体拘束等適正化の啓発のため、毎月1回の職員会の場で、虐待防止に

ついでに現状把握及び改善事項を検討すると同時に、身体拘束等適正化についても検討を行う。

イ 身体拘束等をやむを得ず実施する場合の検討及び手続きを行う。

ウ 身体拘束等をやむを得ず実施した場合の解除の検討を行う。

エ 本指針を職員全体に周知する。

オ 身体拘束等適正化に関する研修（年1回以上）の企画及び運営を行う。ただし、虐待防止研修の場を借りて、虐待防止研修とは別に身体拘束等適正化に係る研修を行う場合は、身体拘束等適正化に係る研修を実施したものとする。

#### (5) 委員会の責務

ア 委員会は、身体拘束等の適正化を図るため、職員の身体拘束等適正化に対する意識の向上や知識を周知し、身体拘束等のない施設環境づくりを目指さなければならない。

イ 委員は、日頃より法令等の知識の習得に努めるだけでなく、人格（アイデンティティ）の向上にも努めるものとする。

ウ 委員会の委員長・委員は、日頃より利用者の支援の場に身体拘束等及び身体拘束等につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときは職員に直接改善を求めたり、指導することとする。

エ 委員会は、関係区市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスと連携をとり、利用者への身体拘束等の疑いがある事案や支援等に問題がある場合は、これらの機関と協議し、身体拘束等の適正化を図るものとする。

#### (6) 身体拘束等適正化のための職員研修

当事業所のすべての職員に対して、身体拘束等廃止と人権を尊重した療育の実施を目的とした職員研修を以下のとおり行う。

ア 定期的な教育・研修（原則、年1回以上）

イ 新任者に対する人権を尊重した療育の実施を目的とした研修

ウ その他、必要な教育・研修

#### (7) 身体拘束等適正化のための日常的ケアの方針

身体的拘束等を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組む。

ア 利用者主体の行動・尊厳ある生活になるよう支援する。

イ 言葉や対応等で利用者の精神的な自由を妨げない。

ウ 利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種共同で個々に応じた丁寧な対応に努める。

エ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由(身体的・精神的)を安易に妨げない。万一、やむを得ず安全確保を優先する必要がある場合は、委員会において慎重に検討する。

オ 身体拘束等の行う必要性を検討しないまま、安易に「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか常に振り返りながら、利用者に主体的な生活をしていただけるよう努める。

#### (8) やむを得ず身体拘束等を行う場合の対応

本人または他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを

得ず身体拘束等を行う場合は、以下の手順に従って実施する。

#### ア カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として関係者が集まり、拘束等による利用者の心身の損害や拘束等をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束等を行うことを選択する前に切迫性・非代替性・一時性の3要素（参考2参照）の全てを満たしているかどうかについて検討・確認する。

要件を検討・確認したうえで、身体拘束等を行うことを選択した場合は、拘束の方法・場所・時間帯・期間等について検討し、本人・家族に対する説明書・同意書を作成する。

また、身体拘束等の廃止に向けた取り組み改善の検討を担当職員と早急に行い、早期の廃止に向けて努める。

#### 参考2 緊急やむを得ない場合の例外3要素

- 切迫性  
：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- 非代替性  
：身体拘束等及びその他の行動制限を行う以外に代替する支援の方法がないこと
- 一時性  
：身体拘束及びその他の行動制限が一時的なものであること

#### イ 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束等の内容・目的・理由・拘束等の時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を、説明書を用いて詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努める。

また、身体拘束等の同意期限を越え、なお必要とする場合については、事前に契約者・家族等に対して身体拘束等の内容と継続の必要性、利用者の状態等を確認・説明し、同意を得たうえで実施する。

#### ウ 記録と再検討

身体拘束等に関する記録は介護保険指定基準上義務付けられており、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。身体拘束等の早期解除に向けて、拘束等の必要性や方法について随時検討する。その記録は5年間保存する。

#### エ 拘束の解除

記録に基づく再検討の結果、身体拘束等を継続する必要がなくなった場合は、速やかに身体拘束等を解除する。その際には、契約者・家族等に報告する。

なお、一旦その状況から試行的に身体拘束等を中止し、必要性を確認する場合で、数日以内に同様の対応で再度身体拘束等による対応が必要となった時は、家族等に連絡し経過報告を行うとともに、その了承のもと②の同意書の再手続きをすることなく、生命及び身体の保護の観点から同様の対応を実施するものとする。

第3条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等が、いつでも本指針を閲覧することができる。また、園内HPにおいていつでも閲覧が可能な状態とする。

附 則

この指針は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

この指針は、令和8年4月1日より施行する。